

栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 志波姫地区

どこでも起こりうる直下の地震の場合



地域の危険度マップとは

■ 地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、地震による建物・水道・橋梁などの被害の程度に応じてマップの色により、被害の予測がなされています。被害の程度は、震源の深さや震度、震動の伝わりやすさ、建物の構造や築年数、地盤の状況などを総合的に評価して算出されています。

○ 地図による死亡・ケガの要因は何？

地震発生時の被害の大半は建物倒壊による被害、建物からの落下物による被害です。

○ 皆さんの生命・財産を守るためには、自らに居住する建物の耐震化が最も重要です。

○ この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(どこでも起こりうる直下の地震)において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の状況の影響を含めた程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○ 防災上の可能性として、県内全域にマグニチュード6.9の地震が発生した場合を想定しました。全域が同時にこのような被害となると表現しているものではありません。

家具の地震対策も重要です。

■ 家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常の生活からは想像できない事象によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新築に限らず、当該地域においても所有者の約7割はガラスの飛散や家具の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- ◆ 固定家具を用いて家具の重心高さを低くする
- ◆ 食卓等の反動が抑制できるように、脚の間に固定器具を取り付ける
- ◆ 高層や高層を越える場所の近くに、家具の固定器具を取り付ける
- ◆ いすや椅子の脚裏に滑り止めのパッドを貼る
- ◆ 大きな家具は必ずしも固定しなくてもよい場合がある
- ◆ 地震発生時、下に落ちても、上に落ちるものがない
- ◆ 倒りやすい品物はクローゼット・クローゼット・クローゼットの扉等に固定する
- ◆ タンス扉には飛散防止フィルムを貼る。

○ 新築時申請中の建築中の建物
 新築時申請中の建物(新築)については、100メートルメッシュ毎に評価されています。建築中の建物については、評価されていません。

ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ・傾斜の配系、必要な控え壁、基礎の深さなどによって、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進行しているものもあります。(※ ブロック塀のみは適用される基準)

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学生をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工作物の管理責任は所有者にあります。所有者はブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。

建物の耐震化が重要です。

■ 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあると言われています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

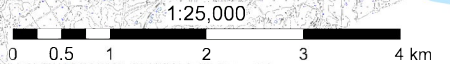
耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状が無くても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- トアあるいは窓を開けたとき、柱と柱との間に薄い板長の三角形の隙間がある。
- トアあるいは窓の建付けが歪み、建具の開閉が変形のために思うようにない。
- 窓の隙間が著しく水平を欠いている。
- 建物の設置が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が度々感じられる。
- フロアの成虫(4枚羽のついたしるあがり)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪打っている。
- モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 洗面や浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

凡例

木造建築物の全半壊率

- 0～3%
- 3～5%
- 5～7%
- 7～10%
- 10～20%
- 20～30%
- 30%以上



※このマップにおいて、市の境界部等、計算上、色のまがられていない箇所があります。

＜問い合わせ先＞
 栗原市 建設部 建築士宅課
 TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313

この地図は、国土院院長の承認を経て、同院発行の数値地図5000(1:50,000)地図(国産)及び数値地図25000(1:250,000)地図(国産)を複製したものである。(承認番号 平194総復 第980号)